

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (37)

小早川義則

United States v. Bagley, 473 U.S. 667 (June 2, 1985)

—— 検察側の善意・悪意にかかわらず被告人に有利かつ重要な証拠開示を命ずるブレイディ判決は検察側証人を弾劾する証拠にも適用されるが重要証拠の開示によって訴訟の結果が異なっていたであろう合理的蓋然性がある場合に限られる。

Blackmun裁判官が当裁判所の判決を告げ、第I部、第II部に関する当裁判所の法廷意見およびオコナ裁判官が加わった第III部に関する意見を言い渡した。

1963年のブレイディ判決 (Brady v. Maryland, 373 U.S. 83, 87) において当裁判所は、被告人の“請求にかかる被告人に有利な証拠の検察による隠蔽 (suppression) はその証拠が有罪また

は量刑 (punishment) に重要である場合にはデュー・プロセスに違反する”と判示した。本件での問題は、政府 (検察側) の証人を弾劾するために利用できたであろう請求にかかる証拠を検察官が開示しなかったことを理由に有罪判決を破棄すべきかを判断する際に適用される重要性 (materiality) の基準に関する。 (at 669.)

I 【事実の概要】

1977年10月に被上告人Hughes Anderson Bagleyは麻薬および火器に関する連邦法違反の15件の告発 (charges) に関しワシントン西部地区において大陪審によって起訴 (indicted) された。公判の24日前の11月18日に被上告人は証拠開示の申立てをした。この申立ての第6パラグラフは以下のことを請求していた、すなわち

“政府 (検察側) が公判で喚問する予定の証人の氏名と住所。また証人の従前の犯罪記録、および彼らの証言と引換えに証人になされた取引、約束または誘因 (inducements)。”

公判での政府 (検察側) の2人の重要証人はJames F. O'ConnorとDonald E. Mitchellだった。O'ConnorとMitchellは州警察官で民間警備員としてミルウォーキ鉄道によって雇われていた。1977年4月と6月の間に彼らは被上告人へのおとり (undercover) 捜査を行う際に連邦のアルコール、タバコ及び火器取締局 (ATF) を援助した。

証拠開示の申立てへの応答として政府はO'ConnorまたはMitchellにされていた“取引、約束または誘因”を開示 (disclose) しなかった。“ジェンクス法関連資料のすべてのコピー (copies of all Jencks Act material)” 2) を求める申立ての第9パラグラフでの請求への応答として政府は、おとり捜査が進行中であった1977年4月12日と5月4日の間にO'ConnorとMitchellが署名していた一連の宣誓供述書 (affidavits) を提出した。これらの宣誓供述書はO'ConnorとMitchellがその当時に被上告人としていたおとり取引を詳細に述べていた。各宣誓供述書は“私はこの供述をそれとの引換えに私にされて

いた脅迫または報酬、または報酬の約束なしに自由かつ任意にしました”という供述で終わっていた。

被上告人は陪審裁判の権利を放棄し、1977年12月に裁判所の面前で審理された。公判でO'ConnorとMitchellは、火器および麻薬の告発の両者に関して証言した。12月23日に裁判所は、被上告人を麻薬の告発（charges）に関して有罪としたが火器の告発に関しては無罪とした。

n2) ジェンクス法（Jencks Act, 18 U. S. C. §3500）は、検察側証人（a government witness）の直接尋問後にかつ被告人の請求に基づいて、証人の証言の主要な事柄に関連する検察側の所持する証人のいかなる供述をも明らかにすることを検察官に要求している。

1980年半ばに被上告人は、1974年の情報公開法（the Freedom of Information Act）およびプライバシー法（the Privacy Act, 5 U.S.C. §§552 and 552a）に従って情報を求める請求をした。彼はその応答として、O'ConnorとMitchellが1977年5月3日に署名していたATFとの契約書式のコピーを受け取った。各書式の表題は“情報の獲得およびLump Sum Thereforの支払いのための契約書”だった。この書式の印刷部分には売り手（vendor）はATFに情報を“提供し”“ATFの地方局長（Regional Director）または彼の代理人によるそのような情報の受取りがあり、かつそのような情報の利用によって前記局長の満足するほどの所期の目的が達成されると、合衆国は前記売り手に対し提供されたサービスと情報に見合う金額を支払う”と記載されていた。各書式にはタイプで打たれた次のようなサービスに関する記述が含まれていた、すなわち

“彼はHughes A. Bagley, Jr.によって犯されたT-1その他の違反行為に関する情報を提供すること、彼はATFのために証拠を獲得すること、彼はATFのためにおとりとして（undercover capacity）侵入（cut）（ママ）すること、彼は証拠の収集においてATFを

援助し、連邦裁判所においてその違反者に不利に証言すること。”

各契約書式には“売り手に支払うべき金額”という表題の上に“300ドル”の金額が手書きされていた。

これらの各契約書は彼の公判前の開示の請求に応じて被上告人に明らかにされていなかったことを理由に4) 被上告人は28 U.S.C. §2255に従って彼の量刑（sentence）を無効にすることを求めた。O'ConnorとMitchellを弾劾するために用いることができたであろう契約書を政府が開示しなかったのはブレイディ判決の下で彼のデュー・プロセスの権利に違反すると彼は主張した。

n4) 被上告人を起訴した合衆国検事補は求められた証言（stipulated testimony）において契約書が存在することを知らなかったと述べ、もし彼がそのことを知っておれば彼は被上告人にそれを提供していたであろうと述べた。

この申立ては被上告人の裁判官による裁判（bench trial）を担当した同一の地裁裁判官の面前で行われた。証拠審理手続きが治安判事（Magistrate）の面前で開かれた。治安判事は、O'ConnorとMitchellがそれに署名したとき契約書の印刷部分は空白であった、そしてATF代理人によって署名されたのは公判後のことであったことを認めた。彼はまた、被上告人の事件での公判および判決後の1978年1月4日にATFは契約書に基づいてO'ConnorとMitchellの両者に300ドルを支払ったことを認めた5)。O'ConnorおよびMitchellと取引をしたATFの担当者はこれらの支払いは必要経費（expenses）の代償であると証言したけれども、このような性格は記録によって裏付けされていないことを治安裁判官は認めた。これらの金額が必要経費であったことを示す書類はなかった。Mitchellは、彼への支払いは必要経費に対するものではなかった、そして支払いの権限を与えたATFの書式はそれらを報酬として取り扱っていたと証言した。

n5) 治安判事はまた、ATFは公判前の1977年4月と5月にO'ConnorとMitchellに対しそれぞれ90ドルと80ドルを支払ったことを認めたが、これらの支払いはO'ConnorとMitchellの必要経費への弁済を意図したものであったのでO'ConnorとMitchellの公判証言を弾劾する根拠にはならないであろうと結論した。地方裁判所はこの認定および結論を採用した。

地方裁判所は、“O'ConnorもMitchellも彼らの証言に対し合衆国からの300ドルの支払いないし何らかの支払いを受けることを期待していなかった”という趣旨の最後の一文を除き、治安判事の認定を採用した、それにもかかわらず(instead)同裁判所は、彼らの必要経費に加えて“彼らの証言に対するものではなかったにせよ”O'ConnorとMitchellが彼らの援助に対して報酬を受け取ることを期待していたことは“ありそう(probable)”であると認めた。地方裁判所はまた治安判事がした次のような結論を明示に退けた、すなわち

“いずれの証人も彼の証言に対する支払いを約束されたり期待したりすることはなかったのであるから、合衆国は、公判前の開示中に、これらの証人に対する‘何らかの取引、約束または誘因’に関する情報を隠して(withheld)いなかった。また合衆国は、Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963)に違反して、被告人に有利な証拠を隠していなかった。”

地方裁判所は、しかし、たとえ契約(agreements)の存在が公判中に開示されていたとしても、その開示によって被上告人が有罪とされた当該犯罪で被告人が有罪であることを政府が合理的疑いを越えて立証したという認定に影響していなかったであろうことに合理的疑いはないと認めた。地方裁判所はその理由を次のように述べた、すなわち、両証人の証言のほぼすべては起訴状(indictment)にある火器の告発に向けられていた。被上告人は、しかし、これらの告発に関して無罪放免された。麻薬の告発に関する

O'ConnorとMitchellの証言は比較的ごく僅かだった。反対尋問において被上告人の弁護人は(麻薬)配分の事実に関する彼らの証言は信用できないとはせずに問題の規制薬物は被上告人の個人的使用のためであったと述べていたその源に由来することを立証しようとした。このような一連の反対尋問に対するO'ConnorとMitchellの応答は被上告人に有利になりうるものだった。それ故、主張されていた弾劾証拠は被上告人に役立つことはなかったであろうし、そして公判の結果に影響することはなかったであろう。したがって、地方裁判所は、彼の量刑を無効とする被上告人の申請を退けたのである。

合衆国第9巡回区控訴裁判所はこれを破棄した。控訴裁判所はまず、同巡回区での先例に従って、ブレイディ判決の具体的な要請に検察側が応じなかったのは誤りとして分析するのが相当であるので、その結果生じた有罪判決はその誤りが合理的疑いを越えて無害でない限り破棄されなければならないと指摘した。同裁判所は、裁判官裁判を担当した地裁の裁判官はATFの契約が開示されていたとしても結果に影響していなかったであろうことに合理的疑いはないと結論したことを指摘した。控訴裁判所は、しかし、この結論に“同意しない”と述べた。とりわけO'ConnorとMitchellの証言は麻薬の告発に関して弁明的(exculpatory)であった、そして被上告人はそれ故、“彼自身の証人”を弾劾することを求めなかったという政府——および地方裁判所——の前提に同意しなかったのである。

しかし、控訴裁判所は、被上告人が効果的な反対尋問をするために利用できたであろう請求のあったブレイディ判決関連情報を政府が開示しなかったのは被上告人の敵対的(adverse)証人と対面する権利を侵害(impaired)したことになるという理由にその破棄の根拠を求めているのは明らかである。同裁判所は、“Davis v. Alaskaにおいて……‘効果的な反対尋問の権利’の否定は‘最も重要な憲法上の誤り’であり自動的破棄を必要とすると最高裁が判示した”ことを指摘した。719 F.2d, at 1464 (Davis v.

Alaska, 415 U.S. 308, 318 (1974)) を引用する。同意見の最後の文言において控訴裁判所は、2人の重要な政府の証人を効果的に反対尋問するために要請のあったブレイディ判決関連情報を Bagley に政府が提供しなかったのは自動的破棄を必要とすると結論していた。

これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申立てを容れ、5対3で原判決を破棄した。なお、パウエル裁判官は本件審理に参加しなかった。

II 【判 示】 原判決破棄。

ブレイディ判決での判示は被告人 (the accused) に有利 (favorable) でかつ “有罪または量刑に重要 (material)” である証拠の開示だけを要求している。373 U.S., at 87. 当裁判所は1976年のアガス判決 (United States v. Agurs, 427 U.S. 97, 104) において、“ブレイディ判決での判示の公正な分析によれば、重要性の要件に黙示されているのは隠蔽された証拠が公判の結果に影響していたかもしれないという関心事である” と説明した。ブレイディ判決において隠蔽されていた証拠は有罪の問題ではなく量刑の問題に関してのみ許容されていたであろう、それ故、ブレイディの有罪判決ではなく彼の量刑にのみ影響を与えていたであろう。したがって、当裁判所は、ブレイディの新公判を量刑の問題に限定する検察官の判断を維持したのである。

ブレイディ判決のルールはデュー・プロセスの要件に基づいている。その目的は、真実が明らかにされる (uncovered) 主たる手段としての当事者主義 (adversary system) に取って代わるものではなく、誤判 (miscarriage of justice) が生じないことを確保することである⁶⁾。それ故、検察官はそのすべてのファイル (手持ち証拠のすべて) を被告弁護側に提供することを要求されない⁷⁾、隠蔽されておれば、被告人から公正な裁判を奪うことになったであろう被告人に有利な証拠を開示することだけが要求されるのである。すなわち、

“その不作為 (omission) によって被告人から公正な裁判が奪われていない限り、当該評決が破棄されることを要求する憲法違

反はなかった、そして憲法違反がない限り、検察官の憲法上の開示義務はないからである。……

“……しかし重要な点を繰り返すと、その不作為が被告人の公正な裁判を受ける権利の否定に相当するほどに十分な意味がない限り、検察官は憲法上の開示義務に違反したことにならないであろう。” 427 U.S., at 108.

n6) その主張をする際に弁護側を援助することを検察官に要求することによって、ブレイディ判決のルールは純粋な当事者モデルからの限定的逸脱 (limited departure) を示している。当裁判所は、しかし、検察官の役割は当事者主義のそれを超越 (transcends) していることを認めてきた、すなわち彼は “紛争に対する通常の当事者でなく……国家 (sovereignty) の代理 (representation) である。……刑事訴追におけるその利益は事件に勝利を獲得することではなく、正義がなされることである。” Berger v. United States, 295 U.S. 78, 88 (1935). Brady v. Maryland, 373 U.S., at 87-88を見よ。

n7) United States v. Agurs, 427 U.S. 97, 106, 111 (1976); Moore v. Illinois, 408 U.S. 786, 795 (1972) を見よ。憲法によって要求される証拠開示の権利を広汎に創出するブレイディ判決の解釈は “われわれの現在の刑事司法制度の性格およびバランスを完全に変えてしまうだろう。” Giles v. Maryland, 386 U.S. 66, 117 (1967) (反対意見)。さらに、どれほど些細なものであるにせよ、被告人に有利な証拠を開示しないことによって検察官は誤りを犯すことになるというルールは、検察官に不可能な責任を課すこととなり、判決の終局性への利益の土台を削り取ることになるであろう。

ブレイディ判決およびアガス判決で検察官は弁明証拠 (exculpatory evidence) を開示しなかった。本件事案で検察官は偏見または利益を立証することによって政府の証人を弁護側が弾劾するために用いることができたであろう証拠を

開示しなかった。弾劾証拠は、しかし、弁明証拠と同様にブレイディ判決のルール範囲内にある。Giglio v. United States, 405 U.S. 150, 154 (1972) を見よ。そのような証拠は“被告人に有利な証拠である、” Brady, 373 U.S., at 87、したがって、もし開示されて効果的に用いられていたとすれば、それは有罪判決と無罪釈放に相違をもたらしていたかもしれない。Cf. Napue v. Illinois, 360 U.S. 264, 269 (1969) (“所与の証人の真実性と信頼性に関する陪審の評価は有罪または無罪に決定的 (determinative) となりうるといえよう、そして被告人の生命または自由にかかわりのあることを偽って証言する際に証人の利益となりうるそのような微妙な要素にそれは基づいているのである”)。

控訴裁判所は弾劾証拠を弁明供述と憲法上異なるものとして取り扱った。同裁判所によると、弾劾証拠の開示は弁明証拠の開示よりも“さらにひどすぎる (even more egregious)”、それは“敵対的証人に対面する被告人の権利を脅かす (threatens) からである。” 719 F.2d, at 1464. Davis v. Alaska, 415 U.S. 308 (1974) に依拠して控訴裁判所は、重要な検察側証人について効果的な反対尋問をするために被告側が用いることができたであろう要求にかかる弾劾証拠を政府が開示しなかったのは自動的破棄を必要とする“最も重要な憲法上の誤り”に相当すると判示した。719 F.2d, at 1464 (Davis v. Alaska, supra, at 318を引用する。)

当裁判所は弾劾証拠と弁明証拠との間のそのような区別を退けてきた。Giglio v. United States, supra,において政府は、本件で問題となった証拠に類似する弾劾証拠、すなわち、もし彼が政府のために証言するのであれば彼は起訴されないであろうという主要な政府の証人になされた約束を開示しなかった。当裁判所は次のように述べた、すなわち

“所与の証人の信頼性が有罪または無罪の決定打 (determination) に十分になりうる時、信用性に影響する証拠の開示は [ブレイディ判決の] 一般的ルールの適用範囲内である。われわれは、しかし、公判後

の検察官のファイルの徹底的調査 (comb-ing) によって被告側に役立ちうるが評決を変えることはないであろう証拠が明らかにされたときは常に新公判を自動的に要求していない。……ブレイディ判決の下で要求される証拠の重要性の認定は……もし“虚偽証言が陪審の判断に影響したであろう合理的蓋然性があれば、”新公判が要求される……” 405 U.S., at 154 (引用文省略)。

それ故、控訴裁判所の判示はわれわれの先例と一致しない。

さらに、同裁判所が“自動的破棄”のルールのために Davis v. Alaska に依拠したのは誤っている。Davis 判決において弁護側は、非行少年の保護観察官としての地位に関する決定的な検察側証人を反対尋問することを求めた。弁護側はこの反対尋問によって、同証人は嫌疑を彼自身から転嫁するために、あるいは有罪判決を獲得する際に警察や検察官を十分に援助しなかったのであれば保護観察官の地位が危うくなることを懸念して彼は被告人を誤って識別 (faulty identification) したかもしれないことを立証するつもりであった、少年事件の判断 (adjudication) はできないとする州法に従って公判裁判官は被告側に反対尋問することを禁止した。当裁判所は、反対尋問の範囲に関する直接的制限は被告人から“効果的な反対尋問の権利を奪う”ことになり“それは最も重要な憲法上の誤りとなるう”として有罪判決を破棄したのである。United States v. Cronin, 466 U.S. 648, 659 (1984) をも見よ。

ところが、本件では反対尋問に関する直接の制約はない。弁護側は、政府によってなされた誘因から生じうる偏見ないし利益を含め、関連性のあるいかなる問題についても証人を自由に反対尋問できた。本件での憲法上の誤りは、仮にあるとしても、反対尋問をする際に役立っていたかもしれない情報を開示することによって政府は弁護側を援助しなかったということだった。上述のように、そのような証拠の隠蔽が憲

法違反に相当するのは、それが被告人から公正な裁判を受ける権利を奪う場合に限られている。“有罪の認定に関する正義へのわれわれの主要な関心”に一致して、*United States v. Agurs*, 427 U.S., at 112, 憲法上の誤りが発生し有罪判決が破棄されなければならないのは、その隠蔽が公判の結果の信用性の土台を削り取る (undermine) という意味においてその証拠が重要である場合に限られる。(at 678.)

Ⅲ 〈ブラックマン裁判官の意見〉(オコーナ裁判官同調)

A 本件で問題とされた開示されなかった証拠に適用されうる重要性の基準を決定することが残っている。われわれの出発点は、アガス判決において確立したブレイディ判決関連証拠の重要性を評価するための判断枠組みである。当裁判所はアガス判決において、検察側には知られていたが弁護側には知られていなかった被告人に有利な情報の公判後の証拠開示にかかわる3つの状況を区別した。第1の状況は検察官がそのことを知りつつ偽りの証言を利用したまたは、それに相当することであるが、被告人を有罪とするために用いられた証言が虚偽であることを検察官が知りつつそれを開示しなかった状況であった。当裁判所は、“虚偽証言の故意の利用によって獲得された有罪判決は基本的に不公正であり、その虚偽証言が陪審の判断に影響したであろう合理的可能性があればそれは破棄されなければならない”という十分に確立したルールを指摘した。当裁判所はアガス判決において、虚偽証言の故意の利用は検察官の不法行為にかかわりがある、さらに重要なのは、“公判手続きの真相解明機能の腐敗 (corruption) にかかわるという理由でこの重要性の基準を正当化したのである。

他の極端な状況 (the other extreme) は、被告人はブレイディ判決の要請をしなかった、そして検察官は被告人に有利な若干の証拠を開示しなかったというアガス判決自体での状況である。当裁判所は、このような状況下での無害の誤りのルールを退けた、このルールの下ではす

べての不開示は誤りとして取り扱われる、それ故、検察官にその全ファイル (すべての手持ち証拠) を弁護人に引き渡す憲法上の義務を課することになるからであるというのである。

アガス判決において当裁判所によって確認された第3の状況は、弁護側が具体的な請求をして検察官が求められた証拠を開示しなかった場合である¹¹⁾。当裁判所はこの状況下において適用される重要性の基準を定義しなかったが、この基準は被告側が具体的な請求をせず単に一般的な請求をするにとどまる状況におけるよりも緩やかなものとなるであろうことを示唆した。

n11) 当裁判所はアガス判決において、ブレイディ判決は具体的情報が弁護側によって請求された事案であることを確認した。ブレイディ判決で開示が請求されたのはブレイディの共犯者 (accomplice) の公判外供述に対してであった。

当裁判所はその後、ブレイディ判決の文脈外で生じた2つの事件でアガス判決の基準に依拠しそれを再公式化 (reformulated) した。当裁判所は *United States v. Valenzuela-Bernal*, 458 U.S. 858, 874 (1982) において、政府による証人の国外追放によって同人の証言が弁護側に利用不能とされたときデュー・プロセスは侵害されるが、それは“当の証言が事実審判者の判断に影響したであろう合理的可能性 (a reasonable likelihood) がある場合に限られる”と判示した。そして1984年のストリックランド判決 (*Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668) において当裁判所は、弁護人の能力不足 (incompetence) のために証拠が提出されないとき“弁護人の職業にふさわしくない誤り (unprofessional error) がなければ手続きの結果は異なっていたであろう合理的蓋然性 (reasonable probability) があるのであれば新公判が認められなければならない”と判示した。Id., at 694. ストリックランド判決裁判所は“合理的蓋然性”を“結果への信頼性の土台を削り取る (undermine) のに十分な蓋然性である”と定義したのである。Ibid.

われわれは、重要性に対するアガス判決のテストに関するストリックランド判決の公式は十分に柔軟であるので、被告人に有利な証拠を開示しなかった検察官の“要請なし”“一般的要請”そして“具体的要請”のいずれの事案にも適用されると認める、すなわち、証拠が重要であるのは、当の証拠が弁護側に開示されていたのであれば訴訟の結果は異なっていたであろう合理的蓋然性がある場合に限られる。“合理的蓋然性 (reasonable probability) とは結果の信頼性の土台を削り取るのに十分な蓋然性 (probability) である。(at 681-682.)

B 本件においてわれわれは、被上告人の申立てに対する検察官の対応は政府によって提供された誘因から生ずる偏見ないし利益を理由としてO'ConnorとMitchellが弾劾されることはありえないと弁護人に誤解させる重大な可能性があると考える。さらに検察官は、被上告人を犯罪活動に巻き込む情報を提供する代わりにO'ConnorとMitchellは報酬を約束されていなかったという宣誓供述書を開示した。事実、O'ConnorとMitchellは彼らがATFの契約書に署名した後の正にその当日にこれら宣誓供述の最後に署名したのである。

地方裁判所は、それにもかかわらず、たとえ政府が証人に報酬の可能性を約束していたそのような情報が開示されていたとしても、刑事訴追の結論は異ならなかったであろうことに合理的疑いはないと認めた。もしこの認定が控訴裁判所によって維持されるのであれば、検察官が虚偽の証言であることを知りつつ利用した場合に適用できる重要性の基準の下でもこの情報は重要でないことになる。本件での不開示は自動的破棄を要すると控訴裁判所は明示したけれども、同裁判所は地裁の無害の認定には同意できないと述べた。とりわけ、この認定を根拠とした事実に関する前提 (factual premise) に控訴裁判所が同意できなかったのは明らかである。O'ConnorとMitchellの証言は麻薬起訴に関して弁明的であると地裁はその理由を述べた。しかし、控訴裁判所は記録を精査した後で、

O'ConnorとMitchellの証言はこれらの起訴に関して事実上負罪のであると結論した。したがって、われわれは、O'ConnorとMitchellに対し政府によって提供された誘因が弁護側に開示されていたとすれば公判の結果は異なっていたであろう合理的蓋然性があったかを判断するために控訴裁判所の判断を破棄し本件を同裁判所に差し戻すこととしたい。(at 684.)

〈ホワイト裁判官の一部同調意見〉等 (略)

【研究】 1 本判決は、麻薬および火器に関する連邦法違反で起訴された被告人がおとり捜査に協力した検察側2証人に対する報酬の有無など被告人に有利なすべての証拠の開示を公判前に求めたにもかかわらず一部のみが開示され麻薬関連犯罪について有罪とされた事案につき、被告人に有利かつ重要な証拠の検察側による隠蔽はブレイディ判決に違反する、そしてブレイディ判決のルールは本件のような弾劾証拠についても適用されるとしたうえで、重要性の判断は当該証拠の隠蔽によって公判への信頼性の土台がなくなったか否かによると判示したものである。

2 本判決で最後まで争われたのは、請求にかかる証拠の開示に検察側が応じなかったのは重大な憲法違反に相当するかであった。地裁は、たとえ請求どおり被告人に有利な証拠がすべて提出されていたとしても検察側の2証人は主として被告人が無罪とされた火器関連違反について証言していたことを理由に公判の結果に影響しなかったであろうと結論した。これに対し、控訴裁判所は、被告人が証人に対し効果的な反対尋問をするのに利用できたであろう弾劾証拠を検察側が開示しなかったのは有罪判決の自動的破棄を必要とするほどの重大な憲法違反であるとした。両者の結論の相違は、各裁判所が依拠する先例の理解が異なることによる。

そして本判決は、控訴裁判所の判断は合衆国最高裁の先例と矛盾しているとしたうえで、有罪判決の破棄が必要とされる重大な憲法違反は

検察側による証拠の隠蔽によって公判の結果が異なっていたであろう場合に限られるとして控訴審の判断を破棄したのである。

3 ところで、合衆国最高裁は1963年のブレイディ判決¹⁾において被害者を刺殺したのは被告人ではなく自分である旨の共犯者の警察官への供述調書が排除され被告人の有罪が州段階で確定した事案につき、被告人の有罪または量刑に有利かつ重要な証拠を検察官が開示しなかったのはその善意・悪意にかかわらずデュー・プロセスに違反するとした。そして合衆国最高裁は次いで1976年のアガス判決²⁾において、安ホテルで宿泊していた男女が争いとなり男をナイフで刺殺した女が正当防衛を主張したが認められず第2級謀殺罪で有罪が州段階で確定した事案につき、人身保護令状申請時に新公判を認めた控訴審判決を破棄した際に被告側が正当防衛の主張に役立つ被害者の過去の暴力行為等の犯罪歴の提出を求めていなかったため検察側がそれらの証拠を開示していなかった場合には、デュー・プロセスに違反しないとした。

4 このようにみえてくると本判決の意義は明らかと思われる。証拠開示をめぐるアメリカ法の動向は別途検討することとし、さしあたり以下の視点を指摘するにとどめる。

第1、本判決の最大の意義は、被告人の主張にかかる弾劾証拠についても1963年のブレイディ判決のルールが適用されることを肯定したうえで、そのような証拠の開示を理由に原判決が破棄されるのは当該証拠が開示されていたとすれば訴訟の結果が異なっていたであろう合理的蓋然性がある場合に限られることを明示したことにある。

第2、本判決は結論としてデュー・プロセス違反はなかったとしたものの、本件のような弾劾証拠についてもブレイディ、アガス両判決のルールは同様に適用されることを明示したうえで、被告人に有利で重要な証拠を開示する憲法上の義務が検察官にあることを明示した点において重要な意義を有する。

第3、さらに本判決は、ブレイディ判決のルールはデュー・プロセスの要請によるものであるとしたうえで、その目的は誤判の防止にあるため検察官はその手持ち証拠をすべて弁護側に開示することまで要求されないと判示した。そして脚注においてであるが、ブレイディ判決は当事者主義訴訟から部分的に逸脱しているが検察官は単なる当事者ではないことを強調したうえで、全く重要性のない証拠であっても一切の開示を要求するものとするようなブレイディ判決の余りにも広汎な解釈は妥当でないとしたのである。

第4、そして最後に、いずれにせよ有罪判決が破棄されるのはその隠蔽によって公判の信用性の土台が削り取られるという意味で重要な証拠である場合に限定されたとしたうえで、このような限定的解釈は刑事裁判における真実解明への関心事と一致していると指摘していることが注目される。

なお、ブラックマン裁判官はオコーナ裁判官の同調を得て1984年のストリックランド判決³⁾とのかかわりを強調していることも重要である。オコーナ裁判官の執筆によるストリックランド判決は、一連の残虐な殺人事件等での被告人が弁護人の助言に一切耳を傾けなかったにもかかわらず弁護人は最善の努力を重ねたが州段階で死刑判決が確定した事案につき、第6修正の弁護人の効果的援助を受けなかったとして原判決破棄を求めるには弁護活動が客観的な合理性の基準を逸脱しかつそのような重大な過誤がなければ判決の結果は異なっていたであろうことの立証を要するとしたものである。人身保護令状請求の事案であるなど本判決との類似性は多いが、本判決以降の証拠開示に関する関連判例⁴⁾の検討を踏まえてその意味を別途検討したい。いずれも今後の課題である。

- 1) *Brady v. Maryland*, 373 U.S. 83 (1963). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (30)」名城ロースクール・レビュー第28号 (2013年)。
- 2) *United States v. Agurs*, 427 U.S. 97 (1976). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (35)」名城ロースクール・レビュー第32号 (本号)。
- 3) *Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668 (1984). 本判決につき、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ——弁護人依頼権、スーパー・デュー・プロセス』(成文堂、2013年) 189頁以下。
- 4) Cf. *Kyles v. Whitley*, 514 U.S. 419 (1995); *Strickler v. Greene*, 119 S.Ct. 1936 (1999).

(2014年8月16日稿)

